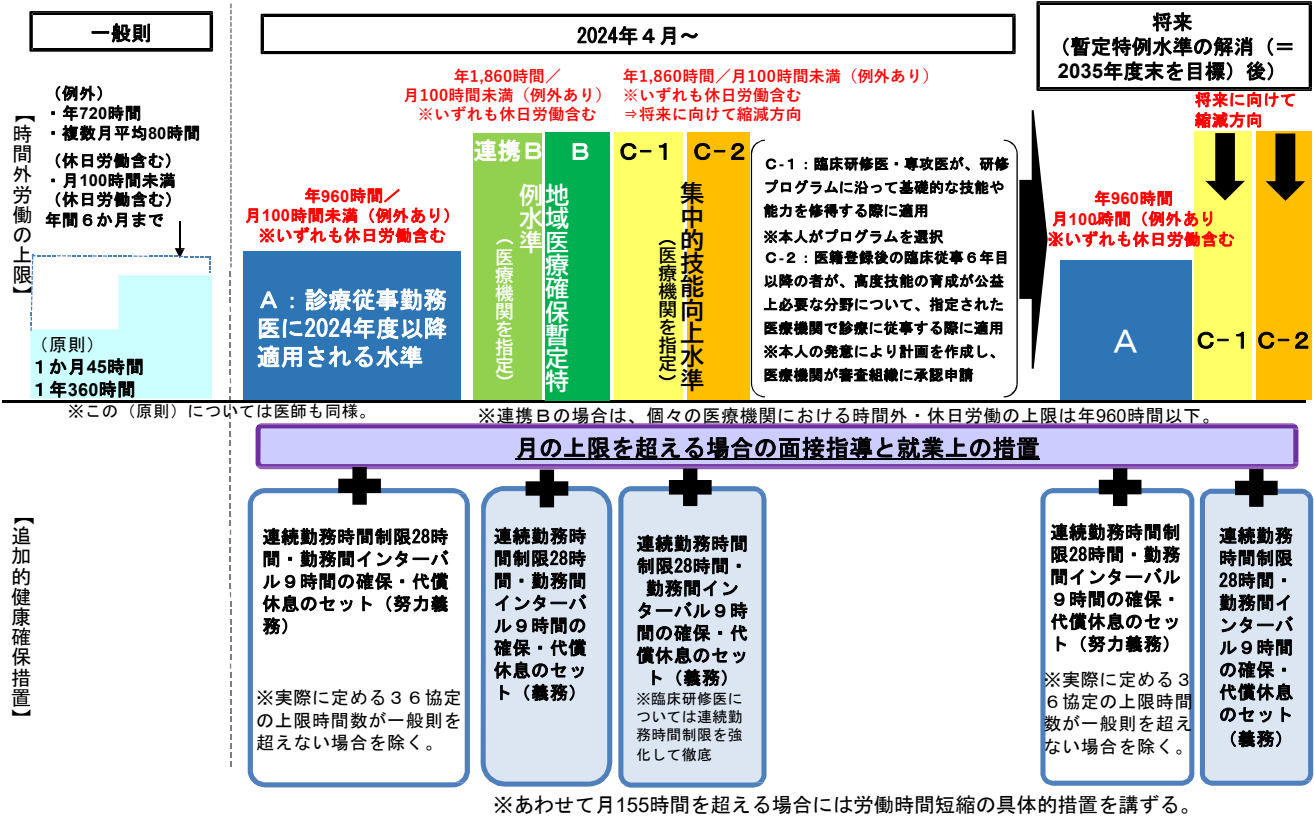


## 医師の時間外労働規制について



## B水準対象医療機関

### 【医療機能】

- ◆ 「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、
  - 三次救急医療機関
  - 二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上 又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
  - 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
  - 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関

(例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
- ◆ 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関
 

(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

### 【長時間労働の必要性】

- ※(B)水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られる。
- ◆ 上記機能を果たすために、やむなく、予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。

## 連携B水準対象医療機関

### 【医療機能】

- ◆ 「医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関

(例) 大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの

### 【長時間労働の必要性】

※連携(B)水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られる。

- ◆ 自院において予定される時間外・休日労働は年960時間以内であるが、上記機能を果たすために、やむなく、他の医療機関での勤務と通算での予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。

(※連携B水準の指定のみを受けた場合の、個々の医療機関における36協定での時間外・休日労働時間の上限は年960時間)

出所：2020.11.18「第10回医師の働き方改革の推進に関する検討会」

## C-1、C-2水準対象医療機関

### C水準【集中的技能向上水準】

C-1水準：臨床研修医・専門研修中の医師の研鑽意欲に応えて、一定期間集中的に知識・手技を身につけられるようにするための医療機関

C-2水準：高度な技能を有する医師を育成する必要がある分野において、新しい診断・治療法の活用・普及等が図られるようにするための医療機関

出所：医師の働き方改革に関する検討会 報告書の概要 (H31.3.28)